

山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、保護者が病気の子どもを安心して病児・病後児保育施設に預け仕事と子育ての両立ができる環境支援を行い、少子化対策を推進するため、保護者利用料を軽減する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 病児・病後児保育施設

病児・病後児保育事業を実施する市町村又は児童福祉法第34条の18第1項に基づく届出を行い、かつ、病児保育事業実施要綱（平成27年7月17日付雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の要件を満たす事業所をいう。

(2) 利用者

病児・病後児保育施設を利用する児童の保護者のうち、その利用日において、山梨県内に住所を有するものをいう。

(3) 利用料

病児・病後児保育施設を利用するにあたり、利用者が1回当たり負担すべき額のうち、昼食代及びおやつ代等を除く額をいう。

(交付対象)

第3条 この補助金の交付対象は、病児・病後児保育事業を実施する市町村又は山梨県内に所在する病児・病後児保育施設が、利用者から徴収する利用料を軽減する場合の軽減分経費を補助する市町村とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の補助対象経費及び補助基準額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条第1項第1号の規定による承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5号による補助金額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情によりこの期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内

で知事が別に定める日以内とすることができる。

- 4 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第 10 条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 11 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 規則その他の法令又は本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合

- 2 知事は、前項の規定により交付の決定の取消又は変更を行ったときは、速やかに様式第 7 号により補助事業者に通知するものとする。

- 3 知事は、第 1 項の規定により交付の決定の取消を行った場合は、補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 4 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 5 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

第 12 条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 13 条 市町村は、第 5 条第 1 号に基づく交付の申請、第 7 条に基づく変更交付の申請、第 8 条に基づく実績報告については電子情報処理組織を使用する

方法（条例第3条の規定に基づき知事が定めるものをいう。）により行うことも可とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第14条 知事は第5条の規定により行われた交付申請等に係る第6条に基づく通知、第7条に基づく通知、第10条に基づく通知及び返還命令については、補助事業者が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業	1 役務費 2 使用料及び賃借料 (施設利用料の軽減分) 1人1回当たり 1,000円を限度とする。	当該経費 の1/3	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増額させる場合 2 補助事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

※市町村は補助基本額の2/3以上を補助していること。

様式第1号

番
令和 年 月 日 号

山梨県知事 殿

市町村長

令和 年度山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 所要額総括表 (別紙1)
- (2) 所要額調書 (様式第1号—1 様式第1号—2)
- (3) 収支予算書
- (4) その他必要な書類

※料金体系がわかる資料

令和 年度 山梨県病児・病後児保育
利用料軽減事業費補助金所要額総括表

市町村名 _____

(円)

	補助金申請額
直接補助事業分	
間接補助事業分	
合 計	

令和 年度 山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金所要額調書(直接補助事業分)

市町村名 _____

対象施設名 ①	利用1人1回当たり 料金体系 ②	利用1人1回 当たり軽減額 ③	延べ利用 見込み人数 ④	総事業費 (軽減額) ⑤(③×④)	寄付金その他 の収入予定額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	補助対象経費 ⑧	補助限度額 ⑨	選定額 ⑩	補助基本額 ⑪	補助 所要額 ⑫(⑪×1/3)
	自市町内										
	自市町外										
	計										
	自市町内										
	自市町外										
	計										
	自市町内										
	自市町外										
	計										
か所		円	円	人	円	円	円	円	円	円	円

- ⑨欄は、1,000円に④欄延べ利用見込み人数をかけた額を記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表に定める補助率を乗じて得た額(円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

令和 年度 山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金所要額調書(間接補助事業分)

市町村名 _____

対象施設名 ①	利用1人1回当たり 料金体系 ②	利用1人1回 当たり軽減額 ③	延べ利用 見込み人数 ④	総事業費 (軽減額) ⑤(③×④)	寄付金その他の 収入予定額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	補助 対象経費 ⑧	補助限度額 ⑨	選定額 ⑩	補助 基本額 ⑪	補助 所要額 ⑫(⑪×1/3)	市町村 補助額 ⑬
	自市町内											
	自市町外											
	計											
	自市町内											
	自市町外											
	計											
	自市町内											
	自市町外											
	計											
か所		円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	

- ⑨欄は、1,000円に④欄延べ利用見込み人数をかけた額を記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄と⑨欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表に定める補助率を乗じて得た額(円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、市町村が補助する額を記入すること。なお、⑪欄の額の2/3以上を補助することが補助金交付の要件。

(申請者) 殿

山梨県知事

令和 年度山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費
補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県病児・病後児保育料軽減事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ア 規則その他の法令又は本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- イ 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- ウ 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

山梨県知事 殿

市町村長

令和 年度山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金
事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県病児・病後児保育料軽減事業費補助金交付要綱第7条第1項第1号の規定により、申請します。

1. 補助金申請額 円

2. 補助金既交付決定額 円

3. 差引額 円

4. 変更（中止・廃止）の理由

5. 添付書類

- (1) 所要額総括表 (別紙2)
- (2) 所要額調書 (様式第3号—1 様式第3号—2)
- (3) 収支予算書
- (4) その他必要な書類

令和 年度 山梨県病児・病後児保育
利用料軽減事業費補助金所要額総括表

市町村名 _____

(円)

	当初申請額	変更申請額	差引額
市町村事業（直接補助）			
市町村間接補助事業			
合 計			

令和 年度 山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金所要額調書(変更・中止等:直接補助事業分)

市町村名 _____

対象施設名 ①	利用1人1回当たり 料金体系 ②	利用1人1回当 たり軽減額 ③	延べ利用 見込み人数 ④	総事業費 (軽減額) ⑤(③×④)	寄付金その他の 収入予定額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	対象 対象経費 ⑧	補助 限度額 ⑨	選定額 ⑩	補助 基本額 ⑪	補助 所要額 ⑫(⑪×1/3)	既交付 決定額 ⑬	差引額 ⑭(⑫-⑬)
	自市町内												
	自市町外												
	計												
	自市町内												
	自市町外												
	計												
	自市町内												
	自市町外												
	計												
か所		円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	

- ⑨欄は、1,000円に④欄延べ利用見込み人数をかけた額を記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表に定める補助率を乗じて得た額(円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

令和 年度 山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金所要額調書(変更・中止等:間接補助事業分)

市町村名 _____

対象施設名 ①	利用1人1回 当たり料金体系 ②	利用1人1回 当たり軽減 額 ③	延べ利用 見込み人数 ④	総事業費 (軽減額) ⑤(③×④)	寄付金その 他の収入予 定額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	補助 対象経費 ⑧	補助限度額 ⑨	選定額 ⑩	補助 基本額 ⑪	補助 所要額 ⑫(⑪×1/3)	既交付 決定額 ⑬	差引額 ⑭(⑫-⑬)	市町村 補助額 ⑮
	自市町内													
	自市町外													
	計													
	自市町内													
	自市町外													
	計													
	自市町内													
	自市町外													
	計													
か所		円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- ⑨欄は、1,000円に④欄延べ利用見込み人数をかけた額を記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄と⑨欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表に定める補助率を乗じて得た額(円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑮欄は、市町村が補助する額を記入すること。なお、⑪欄の額の2/3以上を補助することが補助金交付の要件。

様式第 4 号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

令和 年度山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 実績報告所総括表 (別紙 3)
- 2 実績報告書 (様式第 4 号—1 様式第 4 号—2)
- 3 収支決算書
- 4 その他添付書類
- 5 支払の方法

口座振替 振替先銀行名 預金種別 (当座・普通)
口 座 名 No.

令和 年度 山梨県病児・病後児保育
利用料軽減事業費補助金実績報告書総括表

市町村名 _____

(円)

	既交付決定額	実績額	差引額
市町村事業（直接補助）			
市町村間接補助事業			
合 計			

令和 年度 山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金実績報告書(直接補助事業分)

市町村名 _____

対象施設名 ①	利用1人1回当たり 料金体系 ②	利用1人1回当 たり軽減額 ③	延べ利用 人数 ④	総事業費 (軽減額) ⑤(③×④)	寄付金その他 の収入額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	補助 対象経費 ⑧	補助 限度額 ⑨	選定額 ⑩	補助 基本額 ⑪	補助 所要額 ⑫(⑪×1/3)
	自市町内										
	自市町外										
	計										
	自市町内										
	自市町外										
	計										
	自市町内										
	自市町外										
	計										
か所		円	円	人	円	円	円	円	円	円	円

- ⑨欄は、1,000円に④欄延べ利用人数をかけた額を記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表に定める補助率を乗じて得た額(円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

令和 年度 山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金実績報告書(間接補助事業分)

市町村名 _____

対象施設名 ①	利用1人1回当たり 料金体系 ②	利用1人1回 当たり軽減額 ③	延べ利用 人数 ④	総事業費 (軽減額) ⑤(③×④)	寄付金その 他の収入額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	対象経費の 支出額 ⑧	補助基準額 ⑨	選定額 ⑩	補助基本額 ⑪	補助 所要額 ⑫(⑪×1/3)	市町村補助額 ⑬
	自市町内											
	自市町外											
	計											
	自市町内											
	自市町外											
	計											
	自市町内											
	自市町外											
	計											
か所		円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円

- ⑨欄は、1,000円に④欄延べ利用人数をかけた額を記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表に定める補助率を乗じて得た額(円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、市町村が補助する額を記入すること。なお、⑪欄の額の2/3以上を補助することが補助金交付の要件。

様式第5号

番 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

令和 年度山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費
補助金額の確定通知書

令和 年度病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金の交付額について、山梨県補助金
等交付規則第13条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

様式第6号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

令和 年度山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費
補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度山梨県病児・病後児
保育利用料軽減事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

(1) 現 金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

口 座 名

預金種別 (当座・普通)

No.

(申請者) 殿

山梨県知事

令和 年度山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費
補助金交付決定取消(変更)通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした令和 年度山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金について、山梨県病児・病後児保育料軽減事業費補助金要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり交付の決定を取り消す(変更する)こととしたので、同条第2項の規定により通知します。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 取消(変更)金額 | 円 |
| | 取消(変更)後の金額 | 円 |
| | 取消(変更)前の金額 | 円 |
| 2 | 交付決定取消(変更)の理由 | |